

Drive プロバイダサービス契約約款

第1章 総則

第1条（本サービスの提供等）

- 1 株式会社イージェーワークス（以下「当社」といいます。）は、当社が別途定める Drive 会員規約に基づく個別サービスとして、Drive プロバイダサービス契約約款（以下「本約款」といいます。）に基づき、Drive プロバイダサービス（以下「本サービス」といいます。）を契約者に提供します。
- 2 本約款において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。
 - (1) インターネット接続サービス
本約款に基づき当社が契約者に対して提供する電話通信サービス及びインターネットプロトコルによる電気通信サービス
 - (2) 契約者
本約款に基づく利用契約を当社と締結し、本サービスの提供を受ける者
 - (3) 利用契約
本約款に基づき当社と契約者との間で締結する、本サービスにおける各種サービスの提供に関する契約
 - (4) 契約者設備
本サービスの提供を受けるため、契約者が設置する電気通信設備その他の機器及びソフトウェア
 - (5) 本サービス用設備
当社が本サービスを提供するに当たり、当社が設置する電気通信設備その他の機器及びソフトウェア
 - (6) 本サービス用設備等
本サービス用設備のほか、本サービスを提供するために必要な電気通信設備その他の機器及びソフトウェア（当社が登録電気通信事業者等の電気通信事業者より借り受ける電気通信回線及びアクセスポイントを含みます。）
 - (7) 課金開始日
利用契約に基づいて料金が発生する最初の日
 - (8) 消費税相当額
消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

(9) アクセスポイント

契約者が、自己の契約者設備を、電気通信回線（公衆電話網）等を介して当社の本サービス用設備と接続するための接続ポイントであり、当社が設置するもの

(10) 契約者回線

本サービスの提供を受けるため、契約者が設置する電気通信回線（光ファイバー回線を含みます。）

(11) アカウント ID

パスワードと組み合わせて、契約者を識別するために用いられる符号

(12) パスワード

アカウント ID と組み合わせて、契約者を識別するために用いられる符号

(13) 発信者番号通知機能

日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社及びその関連会社（以下「NTT」と総称します。）が提供する電気通信事業法第7条（基礎的電気通信役務の提供）に定める基礎的電気通信に関する機能のうち、発信者の電話番号を着信者に通知する機能

(14) B フレッツ

NTT が提供する、地域 IP 網による光ファイバーによる伝送方式を用いた定額接続サービス

(15) 光ネクスト

B フレッツのサービスに従来の電話網がもつ信頼性及び安定性を確保し、IP 網の柔軟性及び経済性を備えた定額接続サービス

(16) フレッツ光

B フレッツと光ネクストの総称

(17) 高速インターネット

NTT が提供する B フレッツ及び光ネクスト等の総称

(18) プラン

当社が本サービスに基づき契約者に提供する個別のサービス

(19) コース

当社が本サービスに基づき契約者に提供する1以上のプランの付加価値サービス

3 当社が契約者に対して発する通知は、本約款の一部を構成するものとみなします。

4 当社が、本約款のほかに本サービスに基づき別途定めるプラン及びコースの利用契約等で規定する本サービスの利用上の注意事項又は利用条件等の告知も、名称の如何にかかわらず、本約款の一部を構成するものとみなします。

5 契約者が本サービスを利用するには、本約款のほか、電気通信事業法第9条（電気通信事業の登録）に定める登録を受けた電気通信事業者（以下「登録電気通信事業者」といいます。）の定める電気通信に関する契約約款、利用規則、利用条件等に同意するものとし

ます。

第2条（本サービスの種類等）

本サービスの利用条件、各コース、各プラン及び課金開始日の内容等の詳細は、別紙1（利用条件と各プランの詳細）及び別紙2（本約款の補足）記載のとおりとします。

第3条（通知）

当社から契約者に対する通知は、電子メールの送信、SMSの送信又は当社のWEBサイトへの掲載の方法等により行います。ただし、通知方法は変更する場合があります、契約者は、当該変更が契約の利益に適合し、合理的なものであるときには受け入れるものとします。

第4条（本約款の変更）

- 1 当社は、次の各号に掲げる場合に、当社の裁量により本約款を変更することができるものとします。
 - (1) 本約款の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき
 - (2) 本約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
- 2 当社は、前項に規定する本約款の変更に当たり、変更後の本約款の効力発生日より相当の期間前に、本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容とその効力発生日を、当社のWEBサイトへの掲載、又は契約者に対する電子メール若しくはSMSの送信をする方法により、通知します。
- 3 変更後の本約款の効力発生日以降に契約者が本サービスを利用したときは、契約者は、本約款の変更に同意したものとみなします。

第2章 Drive サービス契約の締結等

第5条（利用契約の単位）

利用契約は、別紙1（利用条件と各プランの詳細）に規定するコースごと又はプランごとに締結されるものとします。

第6条（利用の申込み）

本サービス利用を申し込む者（以下「申込者」といいます。）は、本約款に同意のうえ、当社所定の方法により行うものとします。

第7条（承諾）

1 利用契約は、前条（利用の申込み）に規定する方法による申込みに対して、書面又は電磁的方法により、当社が承諾の通知並びにアカウント ID 及びパスワードを送付又は発信し、申込者が当該アカウント ID 及びパスワードにて本サービスに接続したときに成立するものとします（ただし、固定 IP アドレスを発行する場合には、発行時点に成立するものとします。）。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、当社は、申込者による本サービスの利用の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込者が実在しない場合
- (2) 申込者において NTT 等の提供する光回線通信（光ファイバーを利用してデータを送受信する通信回線）の申込みを完了していない場合
- (3) 本サービスの利用申込みの際に、虚偽の届出をしたことが判明した場合
- (4) 同一人物又は同居の親族が不自然な多重申込みをしたと当社が認めた場合
- (5) 申込者の利用料金の決済に用いるクレジットカードにつき、クレジットカード会社による承認が確認できない場合
- (6) 申込者が未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人であり、申込みの手続が成年被後見人によって行われておらず、又は申込みの際に法定代理人、保佐人又は補助人の同意を得ていなかった場合
- (7) 申込者が、申込み以前に本サービス又は本サービス類似のサービスの提供に関する利用契約について、当社から解約されたことのある場合、又は申込者による本サービスの利用が、申込みの時点で一時停止中である場合
- (8) 申込者に対する本サービスの提供に関し、業務上又は技術上の著しい困難を当社が認めた場合
- (9) 申込者が、当社又は本サービスの信用を毀損するおそれがある方法で本サービスを利用する可能性があるとして当社が認めた場合
- (10) 申込者が反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団及びその関係団体又はその構成員。総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ等暴力、威力、脅迫的言辞や詐欺的手法を用いて不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体若しくはその構成員又は個人をいいます。）である場合
- (11) 申込者に Drive 会員規約に定める会員資格がないと判明した場合
- (12) その他前各号に準じる場合であり、申込みを承諾することが適当ではないと当社が判断した場合

2 申込者は、当社が申込みを承諾した時点で、本約款の内容を承諾しているものとみなします。

第 8 条（契約者の登録情報等の変更）

1 契約者は、住所、電話番号、本サービスの利用料金の決済に用いるクレジットカード、預金口座等の支払手段の変更（クレジットカードの場合は番号又は有効期限の変更を含

みます。)、その他の当社に対する届出内容を変更する場合は、可能なときは事前に、不可能なときは事後直ちに当社所定の変更手続を行うものとします。

- 2 住所変更先のインターネットに係る電気通信回線の状況により、既契約プランの利用ができなくなる場合は、契約者は、当社と協議のうえ他のプランを選択するものとします。
- 3 第1項の届出がなかったことで契約者が通信不能等の不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合は、この限りではありません。

第9条（契約者の地位の承継）

- 1 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があった場合は、相続人、合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人、又は分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて、当社指定の場所へ届け出るものとします。
- 2 前項に規定する場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者として定め、これを届け出るものとします。代表者を変更するときも、同様とします。
- 3 当社は、前項に規定する代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうち1人を代表者として取り扱います。

第10条（利用契約の変更）

契約者が利用する本サービスの種類を変更しようとする場合は、当社所定の手続により当社に変更を申し出るものとし、当社所定の方法による承諾の通知を当社が発信した時に、変更の効力が生じるものとします（NTT等の回線工事日により効力の生じる日を指定することがあります）。ただし、第7条（承諾）第1項各号のいずれかに準ずる場合には、変更を承諾しないことがあります。

第11条（契約者からの解約）

- 1 契約者が利用契約を解約しようとする場合は、次に掲げる事項に従うものとします。
 - (1) 当社所定の方法により、解約する旨を当社に通知するものとします。このとき、毎月25日までに解約の通知があったときは当該月の末日に、毎月26日以降に解約の通知があった場合は当該月翌月の末日に、利用契約の解約があったものとします。ただし、本サービスの廃止日指定がある場合については、廃止日の当該月に解約があったものとします。
 - (2) 契約者から利用契約の解約の申請がないときは、利用契約の契約期間が自動的に更新されます。
 - (3) 本条による解約の場合、当該時点において発生している利用料その他の債務の履行は、

第4章（利用料金）の規定に基づきなされるものとします。

- 2 契約者は、当社が別途定めるもののほか、電気通信事業法が規定する範囲で初期契約解除を行うことができるものとします。

第12条（当社からの解約）

- 1 当社は、契約者が本約款の規定に違反し、その違反を解消若しくは是正しない場合、又は当社からの通知が契約者に到達しないことを郵便の宛先不明等により確認した場合は、利用契約を解約できるものとします。
- 2 当社は、契約者が利用契約を締結した後、第7条（承諾）第1項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合、第34条（利用の停止）及び前項の規定にかかわらず、利用契約を即時解約できるものとします。

第13条（契約上の地位及び権利義務譲渡の禁止）

契約者は、本約款に別段の定めがある場合を除き、当社の書面又は電磁的方法による事前の承諾なく、本サービス及び個別サービスに関する契約上の地位又はそれらに関連して発生する権利若しくは義務を第三者に譲渡し、担保の目的に供し又は承継させてはなりません。

第14条（設備の設置・維持管理及びアクセスポイントへの接続）

- 1 契約者は、本サービスを利用するに当たっては、本約款において当社が行うものと定められている場合を除き、自らの費用と責任により契約者設備を設置し、本サービスを利用可能な状態に置くものとします。
- 2 契約者は、本サービスを利用するに当たって、自己の責任で、登録電気通信事業者等の任意の電気通信回線サービスを利用して、契約者設備を本サービスに接続します。
- 3 当社は、契約者が前各項の規定に従い設置、維持及び接続を行わない場合、本サービス提供の義務を負わないものとします。

第3章 サービス

第15条（本サービスの提供区域）

本サービスの提供区域は、本約款で特に定める場合を除き、別紙2（本約款の補足）記載のとおりとします。

第16条（本サービスの廃止）

- 1 当社は、都合により本サービスの全部又は一部を、一時的又は永続的に廃止することが

あります。ただし、この場合には、利用者に不利益が被らないように合理的な措置をとるものとします。

- 2 本サービス用設備等にかかる登録電気通信事業者又はその他の電気通信事業者から、当社に対する電気通信役務の提供が契約の解除その他の理由により終了した場合、本サービスは自動的に廃止となります。
- 3 当社は、前二項の規定により本サービスを廃止する場合は、契約者に対して廃止する日の 30 日前までに通知します。ただし、やむを得ない場合、又は当社及び本サービス用設備等にかかる登録電気通信事業者その他の電気通信事業者間の契約の全部若しくは一部を廃止する場合については、この限りではありません。
- 4 本条による本サービス廃止の場合、当社は契約者に対して、契約解消に伴う損害についての賠償責任を一切負いません。ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合は、この限りではありません。

第 4 章 利用料金

第 17 条（本サービスの利用に係る料金、算定方法等）

契約者の本サービスの利用に係る料金（月額サービス利用料、解約金、オプション料金等を含みます。）及び算定方法等は、別紙 1（利用条件と各プランの詳細）記載のとおりとします。

第 18 条（利用料金の支払義務）

- 1 契約者は、課金開始日から起算して利用契約の解約日までの期間について、別紙 1（利用条件と各プランの詳細）記載の利用料金及びこれに係る消費税相当額を支払うものとします。
- 2 前項の期間において、第 29 条（保守等によるサービスの中止）に規定する本サービスの提供の中止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じた場合であっても、契約者は、その期間中の利用料金及びこれに係る消費税相当額を支払うものとします。
- 3 第 34 条（利用の停止）の規定に基づく利用の停止があった場合は、契約者は、その期間中の利用料金及びこれに係る消費税相当額を支払うものとします。
- 4 本サービスの利用料金は、本サービスの利用日数が 1 か月に満たない場合であっても、日割計算は行わないものとします。なお、課金開始日の属する月から利用料金が発生するものとします。

第 19 条（遅延損害金）

契約者は、利用料金その他の債務について、支払期日を経過しても当社に対する支払がない場合は、支払期日の翌日から完済に至るまで1年を365日とする日割計算により年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。なお、当社が支払の催告に要した費用は、契約者の負担とします。

第20条（初期費用及び工事費の取扱い）

高速インターネットについて、当社がNTT等との取次を行う場合であっても、当該回線の契約は契約者とNTT等との間で行われるものとし、当社は回線の開通調整等を行いません。

第21条（利用料金の支払方法）

- 1 契約者は、本サービスの利用料金及びこれに係る消費税相当額を、次の各号に掲げるいずれかの方法で支払うものとします。
 - (1) クレジットカード
 - (2) 預金口座振替
 - (3) その他当社が定める方法
- 2 利用料金の支払が前項第1号に規定するクレジットカードによる場合、利用料金は、当該クレジットカード会社のクレジットカード利用規約において定められた振替日に、契約者指定の口座から引き落とされるものとします。
- 3 利用料金の支払が第1項第2号に規定する預金口座振替による場合は、利用料金は本サービスを利用した月の翌月27日（当日が金融機関の休業日のときは翌営業日）に契約者指定の金融機関の口座から引き落とされるものとします。
- 4 利用料金の支払がNTT等による料金回収代行サービスによる場合等第1項第3号に定める場合、支払方法はNTT等の料金支払規定に準ずるものとします。

第5章 契約者の義務等

第22条（アカウントID及びパスワード）

- 1 契約者は、アカウントIDを第三者（国内外を問わないものとします。）に対して貸与及び共有しないものとします。
- 2 契約者は、アカウントIDに対応するパスワードを第三者に開示しないとともに、漏えいすることのないよう管理するものとします。
- 3 契約者は、自己のアカウントID及びパスワードにより本サービスが利用されたとき（機器又はネットワークの接続・設定により、契約者自身が関与しなくともアカウントID及びパスワードの自動認証がなされ、第三者による利用が可能となっている場合を含みま

す。)には、当該利用行為が契約者自身の行為であるか否かを問わず、契約者自身の利用とみなされることに同意するものとします。ただし、当社の責めに帰する事由によりアカウント ID 又はパスワードが第三者に利用された場合は、この限りではありません。

- 4 契約者のアカウント ID 及びパスワードを利用して契約者と第三者により同時に、又は第三者のみによりなされた接続等の機能及び品質について、当社は一切保証しないものとします。
- 5 契約者は、自己のアカウント ID、パスワード等の管理について一切の責任を負うものとします。なお、当社は、当該契約者のアカウント ID 及びパスワードが第三者に利用されたことによって当該契約者が被る損害については、責任を負いません。ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合は、この限りではありません。

第 23 条（自己責任の原則）

- 1 契約者は、契約者による本サービスの利用と本サービスを利用してなされた一切の行為（前条（アカウント ID 及びパスワード）第 3 項により契約者による利用又は行為とみなされる第三者の利用や行為を含みます。以下同様とします。）とその結果について、一切の責任を負うものとします。
- 2 契約者は、本サービスの利用に伴い第三者に対して損害を与えた場合、又は第三者からクレームが通知された場合、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。契約者が本サービスの利用に伴い第三者から損害を受けた場合、又は第三者に対しクレームを通知する場合においても、同様とします。
- 3 契約者は、第三者の行為に対する要望、疑問又はクレームがある場合は、当該第三者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。
- 4 当社は、契約者がその責めに帰すべき事由により当社に損害を被らせたときは、契約者に足しいて当該損害の賠償を請求することができるものとします。
- 5 契約者は、本サービスを経由して、当社以外の第三者のコンピューターやネットワーク（以下「第三者ネットワーク」といいます。）を利用する場合において、その管理者から当該第三者ネットワークの利用に係る注意事項が表示されているときはこれを遵守し、その指示に従うとともに、第三者ネットワークを利用して第 25 条（禁止事項）各号に該当する行為を行わないものとします。
- 6 当社は、本サービス経由による第三者ネットワークの利用に関し、一切の責任を負わないものとします。
- 7 契約者が本サービスを用いてサーバ等の設置を行う場合は、当該サーバ等に起因するトラブル及び当該サーバ等に対するトラブルの一切の責任は、契約者が負うものとします。なお、当該サーバ等に起因して当社が損害を被った場合、契約者はその損害を賠償する義務を負うものとします。

第 24 条（債権譲渡）

- 1 契約者は、当社が別途定める事業者（以下「請求事業者」といいます。）に対して、本約款に基づき発生する契約者に対する債権を譲渡することについて、あらかじめ承諾するものとします。この場合において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。
- 2 契約者は、当社が第三者に対して、本サービスの提供を維持するため等を目的として、事業譲渡等の契約上の地位の移転を行うことについて、あらかじめ承諾するものとします。

第 25 条（禁止事項）

契約者は、本サービスを利用して、次の各号に掲げる行為を行わないものとします。

- (1) 当社が特に認めた行為以外の、営業活動、営利を目的とした利用及びその準備を目的とした利用
- (2) 当社若しくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (3) 当社若しくは第三者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (4) 当社若しくは第三者を差別若しくは誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
- (5) 詐欺等の犯罪に結び付く、又は結び付くおそれのある行為
- (6) わいせつ（性的好奇心を喚起する画像又は文書を指しますが、これに限りません。）、児童ポルノ若しくは児童虐待に当たる画像、文書等を送信若しくは表示する行為、これらを収録した媒体を配布、販売する行為、又はその送信、表示、配布、販売を想起させる広告を表示若しくは送信する行為
- (7) ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為
- (8) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (9) 本サービスにより利用し得る情報を、改ざん又は消去する行為
- (10) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (11) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は第三者が受信可能な状態に置く行為
- (12) 選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類似する行為及び公職選挙法に抵触する行為
- (13) 無差別又は大量に受信者の意思に反してメール等を送信する行為
- (14) 無断で第三者に広告、宣伝若しくは勧誘のメールを送信する行為、第三者が嫌悪感を抱く、若しくはそのおそれのあるメール（嫌がらせメール）を送信する行為、第三者

のメール受信を妨害する行為、又は連鎖的なメール転送を依頼する行為若しくは当該依頼に応じて転送する行為

(15) 第三者の設備等又は本サービス用設備等の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為

(16) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為

(17) 法令に基づき監督官庁等への届出、許認可の取得等の手続が義務付けられている場合に、当該手続を履行せず、その他当該法令に違反する行為

(18) 上記各号のほか法令若しくは公序良俗に違反（売春、暴力、残虐、麻薬取扱等）し、又は第三者に不利益を与える行為

(19) 上記各号のいずれかに該当する行為（当該行為を第三者が行っている場合を含みます。）が見られるデータ等へ、当該行為を助長する目的でリンクを張る行為

(20) その他社会的状況を勘案の上うえ、当社が不適当と判断した行為

第6章 当社の義務等

第26条（当社の維持責任）

当社は、当社の本サービス用設備を、本サービスの円滑な提供を目的として善良なる管理者の注意をもって維持します。

第27条（本サービス用設備等の障害等）

- 1 当社は、本サービスの提供又は利用について障害があることを知った場合は、可能な限り速やかに契約者にその旨を通知するものとします。
- 2 当社は、当社の設置した本サービス用設備に障害が生じたことを知った場合は、速やかに本サービス用設備を修理又は復旧します。
- 3 当社は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知った場合は、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理又は復旧を指示するものとします。
- 4 当社は、本サービス用設備等の設置、維持及び運用に係る作業の全部又は一部（修理又は復旧を含みます。）を、当社の指定する第三者に委託することができるものとします。

第28条（通信の秘密の保護）

- 1 当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を、電気通信事業法第4条（秘密の保護）に基づき保護し、かつ、本サービスの円滑な提供を確保するため、又は個人を特定できない態様（統計情報への編集・加工を含みます。）においてのみ、契約者の通信の

秘密に属する情報を使用又は保存します。ただし、当社が新規サービスを契約者に提供する場合に、あらかじめ契約者の承諾を得たときには、当該新規サービスに必要な範囲内で、契約者が使用を承諾した情報の保存及び分析等を行うことができるものとします。

- 2 当社は、刑事訴訟法第 218 条（令状による捜索）その他の同法又は通信傍受法の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令又は法令に基づく強制の処分が行われた場合は、当該処分、命令及び令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。
- 3 契約者による本サービスの利用に係る債権・債務の特定、支払及び回収に必要と認めた場合は、当社は、必要な範囲でクレジットカード会社等の金融機関又は取引先等に情報を開示することができ、その限りにおいて第 1 項の守秘義務を負わないものとします。
- 4 当社は、契約者が第 25 条（禁止事項）各号のいずれかに該当する禁止行為を行い、本サービスの提供を妨害した場合であって、正当防衛又は緊急避難に該当すると認められるときは、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ契約者の通信の秘密に属する情報の一部を利用することができます。

第 29 条（契約者情報等の保護）

- 1 当社は、契約者の個人情報、その他前条（通信の秘密の保護）第 1 項に規定する通信の秘密に該当しない情報（以下「契約者情報等」と総称します。）を契約者本人から直接収集し、又は契約者以外の者から適切に入手した場合は、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な期間中これを保存することができます。また、契約者は、当社による当該情報の適切な状況下の保存及び利用に関し、承諾するものとします。
- 2 当社は、契約者情報等を承諾なく契約者以外の者に開示、提供せず、本サービス及び付随的サービスの提供のために必要な範囲を越えて利用しないものとします。ただし、契約者に対し、当社若しくは当社の業務提携先等のサービスに関する案内を行う場合、又は広告宣伝のための電子メール等を送付する場合は、この限りではありません。
- 3 当社は、刑事訴訟法第 218 条（令状による捜索）その他の法令の定めに基づく強制の処分が行われた場合は、当該法令に定める範囲で前項に規定する守秘義務を負わないものとします。
- 4 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上照会権限を有する者から照会を受けた場合、又は緊急避難又は正当防衛に該当すると当社が判断する場合は、第 2 項にかかわらず、法令に基づき必要と認められる範囲内で契約者情報等の照会に応じることができるものとします。
- 5 当社は、利用契約の終了後又は利用期間の経過後も、契約者情報等を当社の定める利用目的の達成のために必要な期間保存し、契約者情報等を利用する場合があるものとし、契約者はこれに同意するものとします。また、当該目的のほか、利用契約の終了後又は当社が定める保存期間の経過後においても、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、当該情報を消去しないことができるものとします。ただし、保存することに対して

明示の異議がある場合には、当該情報を削除するものとします。

- 6 当社は、契約者との間で、個人情報等の収集、保存、利用及び第三者への提供等に関し、別途契約者に対して個別規約の承諾を求めることがあります。当該個別規約に契約者が同意した場合、当該個別規約の規定が本約款に優先するものとします。
- 7 本条に定めるほか、契約者の個人情報の取扱いについては、当社 WEB サイト上の「当社における個人情報の取扱いについて」(https://www.ejworks.com/privacy_handling/)に従うものとします。

第 7 章 利用の制限、中止及び停止

第 30 条（利用の制限）

- 1 当社は、電気通信事業法第 8 条（重要通信の確保）に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保、又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために、緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。
- 2 当社は、利用者が平均的な利用を著しく上回る大量の通信を継続して行い、当社若しくは第三者のネットワークに過大な負荷を与えている場合、当社所定の通信手順を用いて行われた通信について、利用者の通信を制御又は帯域を制限することがあります。

第 31 条（保守等によるサービスの中止）

- 1 当社は、次の各号に掲げる場合には、本サービスの提供を中止することがあります。
 - (1) 当社が別途定める保守指定時間の場合
 - (2) 当社の本サービス用設備の保守上又は工事上やむを得ない場合
 - (3) 登録電気通信事業者等が電気通信サービスを中止した場合
 - (4) 第 30 条（利用の制限）の規定により、本サービスの利用の制限を行っている場合
 - (5) 契約者に対して、電話、FAX、電子メール等による連絡がとれない場合、又は契約者宛に発送した郵便物が宛先不明で当社に返送された場合
 - (6) 契約者の設置したサーバ等から、大量無差別メールの発信、他の端末への攻撃、他の端末への攻撃の踏み台として利用された等の行為を当社が検知した場合
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止する場合は、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、やむを得ない場合はこの限りではありません。
- 3 契約者が本サービス用設備等に登録したデータ等又は契約者の設置したサーバ等に対して通常想定する範囲を超える通信量が発生する等、当社の本サービス用設備に支障を生じた場合には、一時的に当該データ、サーバ等に対するアクセスを制限する場合があります。

ます。

第 32 条（データ等の削除）

- 1 契約者が本サービス用設備等に登録したデータ等が、当社が定める所定の保管期間、又は容量を超えた場合、当社は契約者に事前に通知することなく当該データ等を削除することがあります。また、本サービスの運営及び保守管理上の必要から、契約者に事前に通知することなく、契約者が本サービス用設備等に登録したデータ等を削除することがあります。
- 2 当社は、前項に基づくデータ等の削除に関し、一切の責任を負わないものとします。

第 33 条（契約者への要求等）

- 1 当社は、契約者による本サービスの利用が第 25 条（禁止事項）各号に該当すると判断した場合、当該利用に関し第三者から当社に対しクレーム、請求等がなされ、かつ必要性が認められる場合、又はその他の理由で本サービスの運営上不適当といえる場合は、当該契約者に対し、次の各号に掲げる措置のいずれか又はこれらを組み合わせて講ずることがあります。
 - (1) 第 25 条（禁止事項）の各号に該当する行為をやめること、及び同様の行為を繰り返さないように要求します
 - (2) 第三者との間で、クレーム等の解消のための協議（裁判外紛争解決手続を含みます。）を行うよう要求します
 - (3) 契約者が発信又は表示する情報を削除することを要求します
 - (4) 事前に通知することなく、契約者が発信又は表示する情報の全部若しくは一部を削除し、又は第三者が閲覧できない状態に置きます
 - (5) 事前に通知することなく、契約者が情報を発信できないような一時的措置を講じます
 - (6) 次条（利用の停止）に基づき本サービスの利用を停止します
 - (7) 第 14 条（当社からの解約）に基づき利用契約を解約します
 - (8) 当社の保持する契約者の情報をもとに、当社より裁判所及び警察等の公的機関への訴えの提起、告発等をします
- 2 前項の措置は、第 23 条（自己責任の原則）に規定する契約者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。
- 3 契約者は、第 1 項の規定は当社に第 1 項各号に定める措置を講ずべき義務を課すものではないことを承諾します。また、当社が第 1 項に従った措置をとった場合、当社は契約者に対し、一切の責任を負わないものとします。ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合は、この限りではありません。

第 34 条（利用の停止）

- 1 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの利用を即時に停止することがあります。
 - (1) 支払期日を経過しても本サービスの利用料金を支払わない場合
 - (2) 本サービスの利用料金の決済に用いる契約者の指定クレジットカードの利用が解約、更新その他の理由により確認できなくなった場合
 - (3) 本サービスの利用料金の決済に用いる契約者の指定クレジットカードが紛失等の事由により利用不能となり、クレジットカード会社から緊急に停止すべき旨の連絡が当社に来た場合
 - (4) 当社指定の決済方法登録申込書が、返送期限までに到着していない場合
 - (5) 契約者に対する破産の申立があった場合、又は契約者が成年後見開始の審判、保佐開始の審判若しくは補助開始の審判を受けた場合
 - (6) 本サービスの利用が第 25 条（禁止事項）の各号のいずれかに該当し、前条（契約者への要求等）第 1 項第 1 号及び第 2 号の要求を受けた契約者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合
 - (7) 前各号のほか本約款に違反した場合
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめ停止の理由を契約者に通知します。ただし、やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 3 契約者がアカウント ID を複数個保有している場合において、当該アカウント ID のいずれかが前条（契約者への要求等）第 1 項又は本条第 1 項により使用の一時停止又は解約となったとき、当社は、当該契約者が保有するすべてのアカウント ID の使用を一時停止又は解約することができるものとします。
- 4 当社は、第 1 項第 2 号又は第 3 号の事由による本サービスの利用停止の場合、契約者の希望により、契約者が一時的にクレジットカード以外の決済方法を用いて利用料金を支払い、さらに後日新たに別のクレジットカードを登録することを条件に、本サービスを継続して使用することを認めることがあります。ただし、本項の規定は当社の義務を定めるものではありません。
- 5 本条の定めは、当社の契約者に対する損害賠償請求を制限するものではありません。

第 8 章 損害賠償等

第 35 条（損害賠償の制限）

- 1 当社の責めに帰すべき事由により、契約者が本サービスを全く利用できない状態（以下「利用不能」といいます。）に陥った場合で、かつ契約者が月額基本料の発生する本サービスを申し込んでいるとき、当社は、本約款で特に定める場合を除き、当社が当該契約者

における利用不能を知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が継続した場合に限り、1 料金月の月額基本料の 30 分の 1 に利用不能の日数（24 時間を 1 日とします。24 時間に満たないものは切り捨てとします。）を乗じた額（円未満切り捨て）を限度として、契約者に現実に発生した損害の賠償請求に応じます。ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合は、この限りではありません。

- 2 前項により当社が損害賠償義務を負う場合、当社は、後に請求する本サービスの利用料から賠償額に相当する金額を減額するものとします。ただし、契約者が本サービスを利用していない場合は、この限りではありません。
- 3 本サービス用設備等に係る登録電気通信事業者又はその他の電気通信事業者の提供する電気通信役務に起因して契約者が本サービスを利用不能となった場合、利用不能となった契約者に対する損害賠償額は、当社が係る電気通信役務に関し当該登録電気通信事業者又はその他の電気通信事業者から受領する損害賠償額を限度とし、当社は前項に準じて契約者の損害賠償の請求に応じるものとします。ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合は、この限りではありません。
- 4 前項において、賠償の対象となる契約者が複数存在する場合、契約者への賠償金額の合計が当社の受領する損害賠償額を超えるとき各契約者への賠償金額は、当社が受領する損害賠償額を第 1 項により算出された各契約者に対し返還（賠償）すべき額で按分した額とします。ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合は、この限りではありません。

第 36 条（免責）

- 1 当社は、本約款で特に定める場合を除き、契約者が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず、契約者が当社に支払う 1 か月分の利用料金を超えて賠償の責任を負わないものとします。ただし、当社の故意又は重大な過失により損害を被った場合は、この限りではありません。
- 2 当社は、本サービスによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等について、その完全性、正確性、有用性又は適法性を保証しないものとします。

第 37 条（個別契約優先）

当社と契約者との間において、本利用契約について、本約款の定めと異なる個別合意をした場合、個別合意が本約款に優先して適用されるものとします。

第 38 条（分離可能性）

- 1 本約款の規定の一部が法令に基づいて無効と判断されても、本約款の他の規定は有効とします。
- 2 本約款の規定の一部が契約者との関係で無効又は取消しとなった場合でも、本約款は他

の契約者との関係では有効とします。

第 39 条（準拠法及び合意管轄）

本約款は日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとします。また、本契約の履行及び解釈に関し紛争（裁判所の調停手続を含みます。）が生じたときは、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 40 条（協議）

本約款に定めのない事項又は本約款の解釈に疑義が生じた事項については、契約者及び当社は誠意をもって協議のうえ、その取扱いを決定します。

2013 年 6 月 1 日 制定
2020 年 3 月 1 日 改定
2022 年 7 月 1 日 改定
2022 年 11 月 1 日 改定
2022 年 12 月 1 日 改定
2023 年 2 月 16 日 改定
2024 年 12 月 1 日 改定
2025 年 7 月 1 日 改定
2026 年 3 月 1 日 改定
2026 年 10 月 1 日 改定

別紙1 利用条件と各プランの詳細

【本サービスの利用条件】

- 1 本サービスの利用には、NTT 等の回線事業者が提供する電気通信回線のサービスを契約者が利用し、契約者回線を保有することが前提です。
- 2 NTT 等の回線事業者が提供する電気通信回線（個人・SOHO 向け）の詳細は、NTT 等の各社 WEB サイト等を参照してください。

▶フレッツ光

- ①B フレッツ ファミリータイプ
- ②B フレッツ マンションタイプ
- ③光ネクスト ファミリータイプ
- ④光ネクスト マンションタイプ

【本サービスの各コースと各プラン】

本サービスの各コースと各プランの詳細は、当社 WEB サイト (<http://drive-net.jp/>)、又は申込み後に送付される Drive 申込確認書を確認してください。

▼2022 年 6 月 30 日以前利用開始の契約者

プラン名	コース	月額 (税込)	無料 期間	契約 期間	解約金 (不課税)
Drive プロバイダ	ファミリー	1,320 円	最大 2 か月	2 年	9,975 円
	マンション	990 円			
Drive プレミアム	-	1,650 円	最大 2 か月	2 年	9,500 円
Drive ネクスト	ファミリー	2,074 円	最大 2 か月	3 年	36 か月目まで : 31,500 円 38 か月目から : 9,975 円
	マンション	1,865 円			
Drive スーパープラン for ドコモ光	-	1,078 円	初月	2 年	9,975 円
Drive ウルトラライト	-	1,078 円	初月	3 年	39,500 円
Drive ウルトラ S	-	1,078 円	12 か月	5 年	59,500 円
Drive スマート	-	1,078 円	最大 2 か月	2 年	39,500 円
Drive スマートライト	-	1,078 円	最大 12 か月	2 年	19,500 円
Drive プレミアム EX	-	1,078 円	初月	3 年	39,500 円
Drive プレミアム EX_S	-	1,078 円	12 か月	5 月	59,500 円

※2025 年 7 月以降に契約が更新された場合の契約解除料は、当該契約に係る月額利用料金

相当額となります。

▼2022 年 7 月 1 日以降利用開始の契約者

2025 年 7 月 1 日以降更新の契約者

プラン名	コース	月額 (税込)	無料 期間	契約 期間	解約金 (不課税)
Drive レギュラー	ファミリー	1,320 円	最大 2 か月	2 年	1,320 円
	マンション	990 円			990 円
Drive ハイグレード	-	1,650 円	最大 2 か月	2 年	1,650 円
Drive バリュー	ファミリー	2,074 円	最大 2 か月	3 年	2,074 円
	マンション	1,865 円			1,865 円
Drive ウルトラミニ	-	1,078 円	初月	3 年	1,078 円
Drive スマートミニ	-	1,078 円	最大 12 か月	2 年	1,078 円
Drive ライトプラン_e	ファミリー	1,375 円	-	2 年	-
	マンション				

※ベストエフォート方式のため、当社は接続速度を保証しません。

※契約者の利用環境により、無料でメールアカウントが付与されます。

保存容量 5GB、保存日数 30 日

追加メールアドレスは、1 つ当たり月額 200 円（税込 210 円）とします。

※本プランでは、契約者自身によるサーバの設置はできません。

※税法の改正により消費税率が変更された場合は、改正以降における消費税等の金額は変更後の税率により計算するものとします。

※解約金は、契約更新月の 1 日から 25 日までに解約しない限り発生します。契約者は、解約金を契約終了日の翌月末に支払うものとします。なお、契約更新月は、契約期間満了月の翌月です。

【その他】

IPv6 の接続を希望する場合は、契約者は月額 200 円（税込 220 円）を支払うものとします。ただし、契約者の通信環境により請求を免除する場合があります。

別紙 2 本約款の補足

【課金開始日】（第 1 条（本サービスの提供等）第 2 項第 7 号）

課金開始日は、契約者が当社より発行されたアカウント ID 及びパスワードを使用して本サービスを最初に利用した日、又は当社指定のサービスが利用開始となった日のいずれか早い日とします。なお、当社の裁量で、契約者に対するサービスとして、課金開始日を繰り下げることがあります。

※契約更新月の 25 日までに当社所定の手続に従い、契約者から更新拒絶の意思表示がない場合には、利用契約が自動的に更新されるものとします。なお、契約更新月の 25 日までになされた解約については、解約金が発生しないものとします。

※契約更新月の 1 日から 25 日まで以外の期間になされた解約については、契約者は各プランで設定された解約金を支払う必要があります。ただし、課金開始日前の解約については、契約解約金を免除します。

【利用契約の単位】（第 5 条（利用契約の単位））

別紙 1（利用条件と各プランの詳細）【本サービスの各コースと各プラン】記載の各プランについては、契約者回線 1 回線ごとに 1 契約のみ可能とします。

【本サービスの提供区域】（第 15 条（本サービスの提供区域））

本サービスの提供区域は、当社において本サービスが技術的に提供可能な範囲とします。ただし、地域名は NTT 等の使用するものに準じます。

【本サービスの廃止】（第 16 条（本サービスの廃止）第 2 項）

当社は、本サービス用設備等を提供する登録電気通信事業者その他の電気通信事業者等から、本サービス用設備等の提供を受けています。電気通信事業者等から提供がなくなった場合は、当社は本サービスを廃止することができるものとします。